

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 10 月 1 日

古河電気工業株式会社

エセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社

会社分割に係る事後開示書類

古河電気工業株式会社（以下、「分割会社」という。）およびエセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社（以下、「承継会社」という。）は、2020年10月1日を効力発生日として、分割会社が行っている太物巻線およびポリイミドチューブの開発・販売に関する事業（但し、分割会社の三重事業所にある不動産、細物巻線事業、3層絶縁電線事業、保有する関連会社株式を除きます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を実施いたしました。よって、会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり承継した権利義務その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）反対株主の差止請求、株式買取請求手続について（会社法第784条の2、第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2柱書但書に基づき、分割会社の株主が本件分割の差止めを請求することはできません。

また、本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

（2）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権を交付しませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

（3）債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定に従い、2020年2月21日付で官報および電子公告により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、異議申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

（1）反対株主の差止請求、株式買取請求手続について（会社法第796条の2、第797条）

本件分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2柱書但書に基づき、承継会社の株主が本件分割の差止めを請求することは

きません。

分割会社が承継会社の唯一の株主であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(2) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 2 月 21 日、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は分割会社の完全子会社として 2019 年 9 月 24 日付で設立したものであり、本件分割の効力発生日より前には事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、各別の催告は行っておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社の太物巻線およびポリイミドチューブの開発・販売に関する事業（但し、分割会社の三重事業所にある不動産、細物巻線事業、3 層絶縁電線事業、保有する関連会社株式を除きます。）に関する権利義務を承継しました。なお、2020 年 7 月決算値から推定される、承継会社が分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：40 億円

承継負債の額：30 億円

5. 本件分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 10 月 1 日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

会社法第 790 条の規定による手続を行い、本件分割の効力発生日を 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 10 月 1 日に変更しました。

2020 年 10 月 1 日

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号

古河電気工業株式会社

取締役社長 小林 敬



東京都千代田区内神田二丁目 16 番 8 号

エセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社

取締役社長 前川 幹徳

